



発 行 新 潟 県

第 40 号

令和4年5月31日

毎週火 (祝日のときは翌日)、金曜発行

## 主 要 目 次

### 告 示

- 670 寄附金の指定納付受託者の指定(地域政策課)
- 671 寄附金の指定納付受託者の指定(地域政策課)
- 672 寄附金の指定納付受託者の指定(地域政策課)
- 673 寄附金の指定納付受託者の指定(地域政策課)
- 674 寄附金の指定納付受託者の指定(地域政策課)
- 675 寄附金の指定納付受託者の指定(地域政策課)
- 676 寄附金の指定納付受託者の指定(地域政策課)
- 677 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の 指定 (障害福祉課)
- 678 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定(障害福祉課)
- 679 農用地利用配分計画の認可(地域農政推進課)
- 680 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更(食品・流通課)
- 681 土地改良区役員の退任届(農地計画課)
- 682 土地改良事業変更計画の適当決定(農地計画課)
- 683 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 684 団体営土地改良事業の工事完了(農地整備課)
- 685 県営土地改良事業の工事完了(農地整備課)
- 686 国土調査の成果認証(農村環境課)
- 687 公共測量の実施通知(監理課)
- 688 公共測量の実施通知(監理課)
- 689 道路の区域変更(道路管理課)
- 690 道路の供用開始(道路管理課)
- 691 道路の区域変更(道路管理課)
- 692 道路の供用開始(道路管理課)
- 693 道路の区域変更(道路管理課)
- 694 道路の供用開始(道路管理課)
- 695 土砂災害警戒区域の解除(砂防課)
- 696 土砂災害警戒区域の解除(砂防課)
- 697 土砂災害警戒区域の解除(砂防課)
- 698 土砂災害警戒区域の解除(砂防課)
- 699 土砂災害警戒区域の解除(砂防課)
- 700 土砂災害特別警戒区域の解除(砂防課)
- 701 土砂災害特別警戒区域の解除(砂防課)
- 702 土砂災害特別警戒区域の解除(砂防課)
- 703 土砂災害特別警戒区域の解除(砂防課)
- 704 土砂災害特別警戒区域の解除(砂防課)
- 705 土砂災害警戒区域の指定(砂防課)
- 706 土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)
- 707 二級建築士の免許取消し(建築住宅課)

708 新潟県指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分の一部改正(出納局管理課)

#### 公 告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(地域産業振興課) 特定調達契約の落札者等(出納局会計検査課)

## 公安委員会告示

- 60 警備員指導教育責任者講習の実施(生活安全企画課)
- 61 警備員指導教育責任者講習の実施(生活安全企画課)

# 告 示

### ◎新潟県告示第670号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定した。 令和4年5月31日

新潟県知事 花角 英世

1 指定納付受託者の住所及び名称

新潟県新潟市中央区上大川前通8番町1245番地

第四ジェーシービーカード株式会社

2 指定納付受託者に納付させる歳入

インターネットを利用して納付する「ふるさと新潟応援寄附金」に係る寄附金歳入

3 指定期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

## ◎新潟県告示第671号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定した。 令和4年5月31日

新潟県知事 花角 英世

1 指定納付受託者の住所及び名称

新潟県新潟市中央区上大川前通8番町1245番地

第四ディーシーカード株式会社

2 指定納付受託者に納付させる歳入

インターネットを利用して納付する「ふるさと新潟応援寄附金」に係る寄附金歳入

3 指定期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

## ◎新潟県告示第672号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定した。 令和4年5月31日

新潟県知事 花角 英世

1 指定納付受託者の住所及び名称

東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号

株式会社トラストバンク

2 指定納付受託者に納付させる歳入

インターネットを利用して納付する「ふるさと新潟応援寄附金」に係る寄附金歳入

3 指定期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

### ◎新潟県告示第673号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定した。 令和4年5月31日

1 指定納付受託者の住所及び名称

東京都渋谷区道玄坂一丁目二番三号 渋谷フクラス

GMOペイメントゲートウェイ株式会社

2 指定納付受託者に納付させる歳入

インターネットを利用して納付する「ふるさと新潟応援寄附金」に係る寄附金歳入

3 指定期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

#### ◎新潟県告示第674号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定した。 令和4年5月31日

新潟県知事 花角 英世

1 指定納付受託者の住所及び名称

東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス

楽天グループ株式会社

2 指定納付受託者に納付させる歳入

インターネットを利用して納付する「ふるさと新潟応援寄附金」に係る寄附金歳入

3 指定期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

#### ◎新潟県告示第675号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定した。 令和4年5月31日

新潟県知事 花角 英世

1 指定納付受託者の住所及び名称

東京都渋谷区恵比寿南3-5-7 デジタルゲートビル10階

株式会社DGフィナンシャルテクノロジー

2 指定納付受託者に納付させる歳入

インターネットを利用して納付する「ふるさと新潟応援寄附金」に係る寄附金歳入

3 指定期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

## ◎新潟県告示第676号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定した。 令和4年5月31日

新潟県知事 花角 英世

1 指定納付受託者の住所及び名称

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 アグリスクエア新宿4階

株式会社JR東日本ネットステーション

2 指定納付受託者に納付させる歳入

インターネットを利用して納付する「ふるさと新潟応援寄附金」に係る寄附金歳入

3 指定期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

## ◎新潟県告示第677号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和4年5月31日

障害福祉	事業所の名称	所在地	事業者	指定
サービスの種類	事業所の名称 	<i>D</i> 111146	尹未任	年月日

居宅介護	医心館 訪問介護ステーショ	上越市下門前1698番	株式会社アンビス	令和4年
重度訪問介護	ン 上越	上		5月1日

報

## ◎新潟県告示第678号

児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和4年5月31日

新潟県知事 花角 英世

障害児通所支援 の種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定 年月日
児童発達支援 放課後等デイサー ビス	児童デイサービス みそら	長岡市川崎 5 丁目497 番地101号	一般社団法人S&P	令和4年 5月1日
児童発達支援 放課後等デイサー ビス	まるまる広場本成寺	三条市西本成寺一丁目 33番20号	日の丸観光タクシー株式会社	令和4年 5月1日
児童発達支援	つばめ療育館しばた 分館	新発田市御幸町2丁目 15番3号	株式会社Noseつばめ療育館	令和4年 5月1日
児童発達支援 放課後等デイサー ビス 保育所等訪問支 援	こどものことばとこ ころの相談室	阿賀野市岡山町4番12号	社会福祉法人阿賀野市社会福祉協議会	令和4年 5月1日

## ◎新潟県告示第679号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和4年5月31日

新潟県知事 花角 英世

## 1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	3者	有明ザル田2443番ほか11筆 2.7ha
関川村	3者	下関1832番2ほか6筆 0.4ha
新発田市	79者	東新町3丁目308番1ほか1,278筆 163.0ha
阿賀野市	52者	久保不多々274番ほか850筆 75.0ha
胎内市	6者	中条山崎3021番ほか28筆 4.1ha
聖籠町	7者	上大谷内宮前531番ほか25筆 2.7ha
新潟市	153者	北区新鼻福島潟乙26番294ほか2,137筆 165.7ha
五泉市	2者	船越高野1038番ほか7筆 0.4ha
三条市	12者	大宮新田赤田242番ほか98筆 7.8ha
燕市	43者	杣木6553番3ほか260筆 32.1ha
加茂市	3者	加茂千代橋2491番ほか41筆 4.1ha
長岡市	8者	横枕町赤穂見58番 1 - (イ) ほか248筆 12.5ha
見附市	3者	田井町四百野857番ほか4筆 1.3ha
出雲崎町	1者	上野山河内773番ほか3筆 0.7ha
魚沼市	15者	並柳1409番 1 ほか404筆 21.1ha
南魚沼市	5者	岩崎庚83番ほか117筆 17.7ha
十日町市	1者	伊達甲94番39 0.0ha

柏崎市	22者	上方岡ケ537番1ほか155筆 13.8ha
上越市	31者	寺前新田553番1ほか186筆 37.8ha
糸魚川市	8者	谷根小坂2718番 1 ほか81筆 8.8ha
佐渡市	23者	梅津鷺野2706番ほか181筆 24.4ha
合 計	480者	6, 141筆 596. 2ha

## 2 認可年月日

令和4年5月31日

### ◎新潟県告示第680号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和4年5月31日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	15004	登録年月日	平成1/	4年8月20日				
登録検査機		人新潟県農産物検査協会		- 1 - 2 - 2 - 2 - 2				
代表者氏名	代表理事会長 伊藤		`					
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市西区山田2							
登録の区分	品位等検査				•			
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米	、国内産大麦、国内産小	麦、国内産大豆、国1	内産そば				
# <b>*</b> # \ \ +	農	産物	検	查	員	成 分	検 査 業 務 受	委 託 先
農産物検査 を行う区域	氏 名	農産	物の種類	証明	書番号	受委託の登録区 分の	禄検査機関 代 表 名 称 氏	者 主たる事務所の 名 所 在 地
	長澤 繁昭	もみ、玄米、大麦、	大豆	K1514069				
	星 昭典	もみ、玄米、大麦、	大豆、そば	K1514071				
	<del>松平 公一</del>	もみ、玄米、大麦、	大豆	K1515044				
	高野 一夫	もみ、玄米、大麦、	小麦、大豆、そば	K1515045				
	阿部 衛	もみ、玄米、大豆		K1516036				
	生田 俊弘	もみ、玄米、大麦、	大豆	K1516044				
	<del>佐藤 亘</del>	もみ、玄米、大麦、	<del>大豆、そば</del>	<del>K1516075</del>				
	伊藤知子	もみ、玄米、大麦、	大豆	K1517033				
新潟県	<del>須藤 昇</del>	もみ、玄米、大豆		K1519044				
机偽乐	中村 茂郎	もみ、玄米、大豆		K1519057				
	朝妻 克	もみ、玄米、小麦、	大豆	K1520015				
	小林 洋之	もみ、玄米、大麦、	大豆	<del>K1524044</del>				
	<del>山田 司</del>	もみ、玄米、大豆、	そば	K1526012				
	小林 由李	<del>もみ、玄米、大豆、</del>	そば	K1527021				
	村山草太	<del>もみ、玄米</del>		K1528032				
	上條 絵里奈	もみ、玄米、大豆		K1528039				
	本田 良太	もみ、玄米、小麦、	<del>大豆、そば</del>	<del>K1529010-1</del>				
	<del>小島 来</del>	<del>もみ、玄米、大豆、</del>	そば	K1529038				
備考	略称『新潟県検査協会	₹』令和4年5月31日 農産	崔物検査員18名の登	録抹消。検査員行	合計726名。			

## ◎新潟県告示第681号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、長岡市の中之島土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和4年5月31日

新潟県三条地域振興局長

## 1 退任

理事 長岡市上沼新田 339 番地 西澤 文雄 退任年月日 令和 4 年 5 月 15 日

## ◎新潟県告示第682号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、次の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので令和4年6月1日から令和4年6月28日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年5月31日

新潟県十日町地域振興局長

事業主体の所在・名 称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
十日町市十日町土地改良区	小坂地区	農業用用 排水施設 整備(基 盤整備促 進)	変更	土地改良事業 (変 更) 計画書の写し	十日町市役所	第 48 条

## 1 異議の申出について

この土地改良事業計画の変更の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

- 2 土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えについて
  - (1) この土地改良事業計画の変更の適当決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の変更の適当決定があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。
  - (2) また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えは、 その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができ る。
  - (3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1) (異議の申出をした場合には(2)) の期間や異議の申出に対する 決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更の適当決定に対す る取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

#### ◎新潟県告示第683号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、上越市の頸城土地改良区の定款の変更を令和4年5月23日認可した。

令和4年5月31日

新潟県上越地域振興局長

### ◎新潟県告示第684号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の3第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

令和4年5月31日

新潟県佐渡地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	完了年月日
佐渡市	加茂新田第2	農業用用排水施設整備	令和4年3月18日
両津南部土地改良区		(基盤整備促進) 事業	

## ◎新潟県告示第685号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和4年5月31日

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
中江北部第2	区画整理 (ほ場整備「担い手育成型」)事業	上越市	令和4年4月27日

## ◎新潟県告示第686号

国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。 令和4年5月31日

新潟県知事 花角 英世

1 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
魚沼市	魚沼市の地籍図及び地籍簿
	吉水の一部

2 認証年月日

令和4年5月23日

## ◎新潟県告示第687号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、湯沢町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年5月31日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(空中写真撮影)
- 2 作業期間 令和4年5月16日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域 新潟県湯沢町

#### ◎新潟県告示第688号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年5月31日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(数値撮影(デジタル))
- 2 作業期間 令和4年3月29日から令和4年10月31日まで
- 3 作業地域 新潟県南魚沼市、魚沼市、長岡市

#### ◎新潟県告示第689号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部業務 課において縦覧に供する。

令和4年5月31日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 252号
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延長
十日町市上野甲2839番2から		新	10.4~32.0メートル	574.9メートル
同市上野甲946番1まで		旧	6.5~24.7メートル	574.9メートル

## ◎新潟県告示第690号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部業務 課において縦覧に供する。

令和4年5月31日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 252号
- 2 供用開始の区間

十日町市上野甲2839番2から同市上野甲946番1まで

3 供用開始の期日 令和4年5月31日

#### ◎新潟県告示第691号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部業務課 において縦覧に供する。

令和4年5月31日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 352号
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市上折立字下湯中居822番6から	新	10.0~23.0メートル	48.8メートル
同市上折立字前田696番2まで	旧	10.0~23.0メートル	48.8メートル

## ◎新潟県告示第692号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部業務課 において縦覧に供する。

令和4年5月31日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 352号
- 2 供用開始の区間

魚沼市上折立字下湯中居822番6から同市上折立字前田696番2まで

3 供用開始の期日 令和4年5月31日

## ◎新潟県告示第693号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部業務課 において縦覧に供する。

令和4年5月31日

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名静平西三川線
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷	地	の	幅	員	延	長
佐渡市西三川字	笹ふち996番1から	新	4. 2~	~13. 4	4メー	ートル	/	63. 1メート	ル

同市田切須字横地17番1まで	旧	4. 2~7. 4メートル	62.8メートル
----------------	---	---------------	----------

## ◎新潟県告示第694号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部業務課 において縦覧に供する。

令和4年5月31日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 静平西三川線
- 2 供用開始の区間

佐渡市西三川字笹ふち996番1から同市田切須字横地17番1まで

3 供用開始の期日 令和4年5月31日

### ◎新潟県告示第695号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域(平成23年3月22日新潟県告示第354号)を次のとおり解除する。

令和4年5月31日

新潟県知事 花角 英世

#### 1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因とな る自然現象の種類
勝木(1)地区	村上市勝木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
勝木(5)地区	村上市勝木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦 覧に供する。)

### ◎新潟県告示第696号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域(平成24年2月14日新潟県告示第129号)を次のとおり解除する。

令和4年5月31日

新潟県知事 花角 英世

## 1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因とな る自然現象の種類
深沢地区	岩船郡関川村大字土沢	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦 覧に供する。)

### ◎新潟県告示第697号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域(平成28年10月21日新潟県告示第1110号)を次のとおり解除する。

令和4年5月31日

新潟県知事 花角 英世

1 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因とな る自然現象の種類
川治上町(3)地区	十日町市川治上町第一、 川治上町第二	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて 縦覧に供する。)

## ◎新潟県告示第698号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域(平成18年3月3日新潟県告示第320号)を次のとおり解除する。

令和4年5月31日

新潟県知事 花角 英世

## 1 南魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因とな る自然現象の種類
11-11-22 I 地区	南魚沼市小栗山	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて 縦覧に供する。)

## ◎新潟県告示第699号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域(平成22年5月28日新潟県告示第819号)を次のとおり解除する。

令和4年5月31日

新潟県知事 花角 英世

## 1 南魚沼地域振興局管内

= > > +			
区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因とな る自然現象の種類
堂沢地区	南魚沼市野田	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて 縦覧に供する。)

## ◎新潟県告示第700号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域(平成23年3月22日新潟県告示第355号)の指定を解除する。

令和4年5月31日

新潟県知事 花角 英世

#### 1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自 然現象により建築物に 作用すると想定される 衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因とな る自然現象の種類
勝木(1)地区	村上市勝木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
勝木(5)地区	村上市勝木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦 覧に供する。)

## ◎新潟県告示第701号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域(平成24年2月14日新潟県告示第130号)の指定を解除する。

令和4年5月31日

新潟県知事 花角 英世

## 1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自 然現象により建築物に 作用すると想定される 衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因とな る自然現象の種類
深沢地区	岩船郡関川村大字土沢	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦 覧に供する。)

### ◎新潟県告示第702号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域(平成28年10月21日新潟県告示第1111号)の指定を解除する。

令和4年5月31日

新潟県知事 花角 英世

#### 1 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自 然現象により建築物に 作用すると想定される 衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因とな る自然現象の種類
川治上町(3)地区	十日町市川治上町第一、 川治上町第二	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて 縦覧に供する。)

## ◎新潟県告示第703号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域(平成18年3月3日新潟県告示第321号)の指定を解除する。

令和4年5月31日

新潟県知事 花角 英世

## 1 南魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自 然現象により建築物に 作用すると想定される 衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因とな る自然現象の種類
11-11-22 I 地区	南魚沼市小栗山	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて 縦覧に供する。)

#### ◎新潟県告示第704号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域(平成22年5月28日新潟県告示第820号)の指定を解除する。

令和4年5月31日

## 1 南魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	然現象により建築物に 作用すると想定される 衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
堂沢地区	南魚沼市野田	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて 縦覧に供する。)

## ◎新潟県告示第705号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和4年5月31日

新潟県知事 花角 英世

## 1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因とな る自然現象の種類
勝木(1)地区	村上市勝木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
勝木(5)地区	村上市勝木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
深沢地区	岩船郡関川村大字土沢	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦 覧に供する。)

## 2 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因とな る自然現象の種類
川治上町(3)地区	十日町市川治上町第一、 川治上町第二	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて 縦覧に供する。)

## 3 南魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因とな る自然現象の種類
11-11-22 I 地区	南魚沼市小栗山	次の図のとおり	土石流
堂沢地区	南魚沼市野田	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて 縦覧に供する。)

### ◎新潟県告示第706号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和4年5月31日

新潟県知事 花角 英世

### 1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自 然現象により建築物に 作用すると想定される 衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因とな る自然現象の種類
勝木(1)地区	村上市勝木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
勝木(5)地区	村上市勝木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦 覧に供する。)

## 2 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自 然現象により建築物に 作用すると想定される 衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因とな る自然現象の種類
川治上町(3)地区	十日町市川治上町第一、 川治上町第二	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて 縦覧に供する。)

## ◎新潟県告示第707号

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消した。 令和4年5月31日

新潟県知事 花角 英世

免許の取消しをした	免許の取消しをした	登録番号	免許の取消しの理由
年月日	建築士の氏名		
令和4年1月13日	森田 悦子	第8416号	申請
令和4年1月28日	藤田 利夫	第4032号	死亡
令和4年1月28日	宮澤 悟	第17249号	死亡
令和4年2月9日	横山 勉	第9297号	死亡
令和4年3月3日	駒澤 昭平	第589号	死亡
令和4年4月8日	兵庫 正	第9594号	死亡
令和4年4月8日	阿部 健	第17855号	申請

## ◎新潟県告示第708号

新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第196条の規定により、新潟県指定金融機関等の名称、位置及び 事務取扱区分(昭和60年4月新潟県告示第1334号)の一部を次のとおり改正し、令和4年6月1日から実施する。 令和4年5月31日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

21 21 21 21 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1	
改 正 後	改 正 前

- 4 新潟県収納代理金融機関(株式会社ゆうちょ銀行 4 新潟県収納代理金融機関(株式会社ゆうちょ銀行 に限る。)
  - (1) (略)
  - (2) 取り扱う収納の事務の範囲

ア・イ (略)

ウ 新潟県電子申請システムの各種手続における 申請手数料等の収納の事務(マルチペイメント ネットワークを利用した場合に限る。)

- に限る。)
  - (1) (略)
  - (2) 取り扱う収納の事務の範囲

ア・イ (略)

## 公

### 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を 次のとおり公表する。

令和4年5月31日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
  - 名 称 イレブンプラザ

所在地 上越市本町四丁目4番8号

設置者 株式会社イレブンビル

- 2 届出の概要及び公告日
  - 概 要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更(荷さばきを行うことができる時間帯)に関 する届出

公告日 令和3年12月24日

- 3 意見の概要
  - (1) 上越市からの意見の概要 意見なし
  - (2) 居住者等の意見の概要 意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和4年5月31日から令和4年6月30日まで

## 特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成 7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年5月31日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 落札件名及び数量
  - (1) ロータリ除雪車 (2.2m級、スイング式雪切板、後輪ダブルタイヤ付) 1台
  - (2) ロータリ除雪車 (2.6m220kW級、ロング雪切板付) 1台
  - (3) ロータリ除雪車 (2.6m220kW級、スイング式雪切板付) 1台
  - (4) ロータリ除雪車 (2.6m220kW級、スイングオーガ装置、後輪ダブルタイヤ付) 1台
  - (5) 除雪グレーダ (3.7m級、シャッターブレード付) 1台
  - (6) 除雪グレーダ (4.0m級、シャッターブレード付) 2台
  - (7) 除雪ドーザ (14t級、反転エッジ付) 1台

(1) 上記1(1)について51,599,130円

(2) 上記 1 (2) について 49,619,130円

(3) 上記1(3)について51,544,130円

(4) 上記 1 (4) について 54,547,130円

(5) 上記 1 (5) について 35,403,400円

(6) 上記 1 (6) について 70,814,260円

(7) 上記 1 (7) について 23,989,130円

(8) 上記 1 (8) について 51,938,260円

(9) 上記1(9)について 26,167,130円

(10) 上記1(10)について

24, 187, 130円

- (11) 上記 1 (11) について25,529,130円
- (12) 上記 1 (12) について22, 290, 220円
- (13) 上記 1 (13) について 25,560,150円
- (14) 上記 1 (14) について28,310,150円
- 6 契約決定方式 一般競争入札
- 7 落札方式 最低価格
- 8 入札公告日 令和4年2月15日

# 公安委員会告示

## ◎新潟県公安委員会告示第60号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(新規取得講習)を次のとおり実施する。

令和4年5月31日

新潟県公安委員会

委員長 津野 敏江

- 1 講習に係る警備業務の区分
  - 法第2条第1項第1号に規定する警備業務(以下「1号警備業務」という。)
- 2 実施期間及び実施場所
  - (1) 実施期間

令和4年7月5日(火)から同月14日(木)までの8日間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2 技術士センタービル I

3 受講定員

40人

4 受講対象者

次のいずれかに該当する者を対象として実施する。

- (1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該旧2級検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

### 5 受講申込手続

(1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 受付期間

令和4年6月13日(月)及び同月14日(火)の各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話 電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

### ウ 留意事項

- (ア) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。
- (イ) 定員になり次第、受付を締め切る。
- (ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。
- (2) 受講申込書の提出等

#### ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの)1通に必要事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

(7) 4(1)に該当する者

1号警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類(以下「警備業務従事証明書」 という。)及び履歴書

(イ) 4(2)に該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 4(3)に該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 4(4)に該当する者

旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証の写し

(オ) 4(5)に該当する者

旧2級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証の写し及び警備業務従事証明書

イ 提出期間

令和4年6月24日(金)及び同月27日(月)の各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

エ 提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は、認めない。

(3) 受講手数料

ア金額

47,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙又はキャッシュレス決済により、受講申込書提出時に納付すること。 なお、納付された受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託

本講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

電話番号 025-285-0110 (代表)

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

### ◎新潟県公安委員会告示第61号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(追加取得講習)を次のとおり実施する。

令和4年5月31日

新潟県公安委員会

委員長 津野 敏江

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務(以下「1号警備業務」という。)

- 2 実施期間及び実施場所
  - (1) 実施期間

令和4年7月11日(月)から同月14日(木)までの4日間の午前9時から午後5時まで(初日にあっては、午後1時から午後5時まで)

(2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2

技術士センタービル I

3 受講定員

20人

4 受講対象者

受講申込みを行う日において、1号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「修了証明書」という。)の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものを対象として実施する。

- (1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該旧2級検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの
- 5 受講申込手続
  - (1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 受付期間

令和4年6月14日(火)及び同月15日(水)の各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話 電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

- ウ 留意事項
  - (ア) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。
  - (イ) 定員になり次第、受付を締め切る。
  - (ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。
- (2) 受講申込書の提出等

### ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの)1通に必要事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

- (ア) 資格者証又は修了証明書の写し
- (イ) 4(1)に該当する者

1号警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類(以下「警備業務従事証明書」 という。)及び履歴書

- (ウ) 4(2)に該当する者
  - 1級検定に係る合格証明書の写し
- (エ) 4(3)に該当する者
  - 2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (オ) 4(4)に該当する者

旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証の写し

(カ) 4(5)に該当する者

旧2級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証の写し及び警備業務従事証明書

#### イ 提出期間

令和4年6月28日(火)及び同月29日(水)の各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

エ 提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は、認めない。

(3) 受講手数料

ア 金額

23,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙又はキャッシュレス決済により、受講申込書提出時に納付すること。 なお、納付された受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託

本講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター 電話番号 025-285-0110 (代表)